一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請について

令和２・３・４年度における益田赤十字病院の物品製造等にかかる一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について、次のとおり公示する。

令和２年２月３日

益田赤十字病院
院長　木谷　光博

第１　業種及び調達物品等の種類

競争入札参加資格を得ようとする者の業種及び調達物品等の種類は、別表１のとおりとする。

第２　競争入札に参加することができない者

（１）当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（２）次の各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者

ア　契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

カ　契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

キ　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（３）次の各号の一に該当する者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下暴力団という。）と認められる者。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

カ　役員等が､暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

（４）前三項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者は競争入札に参加することができない。

第３　競争入札参加の資格審査

（１）競争入札に参加しようとする者の資格審査は、以下のとおり行う。

ア　物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け：別表２の１により項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

（２）競争入札に参加できる者の資格は、前項の付与数値により別表３の区分に基づいて格付けする。

第４　競争参加資格審査の申請

（１）「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書」の受付

随時受付は、令和２年３月１日から令和５年３月３１日までとする。

（２）申請書の提出方法

申請書に次の書類を添えて、

益田赤十字病院　用度課

〒698-8501島根県益田市乙吉町イ１０３番地１　直通電話0856-32-3305

に提出すること。持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く９時から１６時（１２時から１３時を除く）とし、郵送の場合は、書留郵便で、受付期間内に必着のこと。

なお、添付書類は、コピー機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しでも可とすること。

ア　営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況についての記載を含んだ書類であればパンフレット等でも可とすること。）

イ　法人の場合：履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行から３ヵ月以内）
　　個人の場合：申請者本人の住民票（発行から３ヵ月以内）及び身分証明書

ウ　法人の場合：財務諸表（申請日から直近の一ヵ年分）
　　個人の場合：営業用純資本額に関する書類及び収支計算書

エ　法人の場合：法人税及び消費税の納税証明書　様式その３の３
　　（発行から３ヵ月以内）
　　個人の場合：申告所得税及び消費税の納税証明書　様式その３の２
　　（発行から３ヵ月以内）

オ　その他証明資料

希望する業種で、営業にあたっての許可・認可等が義務付けられている場合は、その許可証等の写しなど

カ　返信用封筒（長さ14～23.5cm 幅9～12cm、宛先を記入し、所定料金の切手を貼ったもの）を添付すること。

第５　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

第６　資格の有効期間

この公示に基づき以下のとおりとする。

（１）随意受付：令和２年４月１日以降、資格を認定した日から令和５年３月３１日までとする。

第７　資格の取り消し

（１）競争入札参加資格者が、第２に該当した場合若しくはその疑いがある場合、又は競争入札参加資格申請に虚偽がある場合若しくはその疑いがある場合は、事実を調査し、競争入札参加資格者として不適当であると認めた場合は、その参加資格を取り消す。

（２）競争入札参加資格者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、その参加資格を取り消すことがある。

第８　その他

（１）申請内容の変更

有資格者が、次の事項に変更があった場合には、「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届」を提出すること。

ア　商号又は名称

イ　代表者名

ウ　住所（電話番号・FAX 番号）等

エ　希望する資格の種類

（２）会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続開始の決定等を受けた者の手続

有資格者が、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書

イ「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届」（変更がある場合）

（３）合併・分社・廃業等の場合の手続

有資格者に合併・分社・廃業等があった場合は、益田赤十字病院　用度課へ速やかに連絡すること。

（４）資格審査結果通知書の再発行

紛失による再発行依頼については、益田赤十字病院　用度課に連絡すること。

第９　留意事項

本参加資格は、益田赤十字病院が実施する競争入札において有効であること。ただし、競争入札により、別の指示がある場合を除くこと。

別表１．業種及び調達物品等の種類等

（１）物品の製造

	業種	具体的事例
101	衣服・その他繊維製品	制服、作業服、寝具等
102	ｺﾞﾑ・皮革・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製品	タイヤ、かばん、合成皮革、FRP 等
103	窯業・土石製品	ガラス、陶磁器等
104	非鉄金属・金属製品	アルミ、ブリキ、洋食器、刃物、手工具等
105	フォーム印刷	ビジネス帳票等
106	その他印刷	オフセット印刷、軽印刷等
107	図書	書籍、新聞、出版等
108	電子出版物	ＣＤ－ＲＯＭ、ＭＯ等
109	紙・紙加工品	製紙、紙製品、ダンボール等
110	車両	自動車、自動二輪、自転車、フォークリフト等
111	その他輸送・搬送機械器具	ヘリコプター、航空機等
112	船舶	船舶、ボート、ゴムボート等
113	燃料	ガソリン、軽油、灯油等
114	家具・什器	事務机、椅子、ロッカー等
115	一般・産業用機器	印刷機、ボイラー等
116	電気・通信用機器	家電機器、通信機器、照明機器、音響機器、配電盤等
117	電子計算機	コンピューター、汎用ソフトウェア等
118	精密機器	計量機器、測定機器、試験分析機器、光学機器等
119	医療用機器	ＭＲＩ、ＣＴ、成分採血装置、ベッド等
120	事務用機器	帳合機、コピー機、裁断機、穿孔機等
121	その他機器	厨房器具、消火器具、消火装置等
122	医薬品・医療用品	医薬品、医療用消耗品、Ｘ線ﾌｨﾙﾑ、検査試薬等
123	事務用品	事務用品、文具等
124	土木・建設・建築材料	セメント、木材、砂利等
125	救護用備品	担架、エアーテント、天幕、軽便寝台等
126	救急法等講習用備品	蘇生法訓練用人形、レスキューボード等
127	採血用備品	採血バッグ、成分採血キット等
128	表彰用備品	徽章、楯、贈与品等
129	工業薬品	次亜塩素酸ナトリウム、工業用ガス等
130	その他	食料品、雑貨、運動用具、その他

（２）物品の販売

	業種	具体的事例
201	衣服・その他繊維製品	制服、作業服、寝具等
202	ｺﾞﾑ・皮革・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製品	タイヤ、かばん、合成皮革、FRP 等
203	窯業・土石製品	ガラス、陶磁器等
204	非鉄金属・金属製品	アルミ、ブリキ、洋食器、刃物、手工具等
205	フォーム印刷	ビジネス帳票等
206	その他印刷	オフセット印刷、軽印刷等
207	図書	書籍、新聞、出版等
208	電子出版物	ＣＤ－ＲＯＭ、ＭＯ等
209	紙・紙加工品	製紙、紙製品、ダンボール等
210	車両	自動車、自動二輪、自転車、フォークリフト等
211	その他輸送・搬送機械器具	ヘリコプター、航空機等
212	船舶	船舶、ボート、ゴムボート等
213	燃料	ガソリン、軽油、灯油等
214	家具・什器	事務机、椅子、ロッカー等
215	一般・産業用機器	印刷機、ボイラー等
216	電気・通信用機器	家電機器、通信機器、照明機器、音響機器、配電盤等
217	電子計算機	コンピューター、汎用ソフトウェア等
218	精密機器	計量機器、測定機器、試験分析機器、光学機器等
219	医療用機器	ＭＲＩ、ＣＴ、成分採血装置、ベッド等
220	事務用機器	帳合機、コピー機、裁断機、穿孔機等
221	その他機器	厨房器具、消火器具、消火装置等
222	医薬品・医療用品	医薬品、医療用消耗品、Ｘ線ﾌｨﾙﾑ、検査試薬等
223	事務用品	事務用品、文具等
224	土木・建設・建築材料	セメント、木材、砂利等
225	救護用備品	担架、エアーテント、天幕、軽便寝台等
226	救急法等講習用備品	蘇生法訓練用人形、レスキューボード等
227	採血用備品	採血バッグ、成分採血キット等
228	表彰用備品	徽章、楯、贈与品等
229	工業薬品	次亜塩素酸ナトリウム、 工業用ガス等
230	その他	食料品、雑貨、運動用具、その他

（３）役務の提供等

	業種	具体的事例
301	広告・宣伝	広告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
302	写真・製図	写真撮影、製図、製本等
303	調査・研究	調査、研究、検査、 コンサルタント等
304	情報処理	統計、集計、データ入力、媒体変換等
305	翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
306	ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発等
307	会場等の借り上げ	施設借り上げ、会場設営等
308	賃貸借	建物、寝具、植木、物品等
309	建物管理等各種保守管理	清掃、警備、廃棄物処理、機器保守、電話交換等
310	運送	タクシー、ハイヤー、運送、荷造り、倉庫等
311	車両整備	自動車、自動二輪、航空機、ヘリコプター等の整備
312	船舶整備	船舶、ボート等の整備
313	電子出版	DVD、ビデオ CD、CD-ROM 等の作成
314	救護用備品等の整備	業務用無線機、発電機、エアーテント等の整備
315	不動産	不動産業
316	保険	損害保険等
317	人材派遣	医事業務、検体検査、受付業務、経理事務等
318	研修	研修業務
319	その他	各種業務委託等

（４）物品の買受け

	業種	具体的事例
401	立木材	林産物の買受け等
402	その他	鉄屑回収、 古紙回収等

別表２　付与数値

１．物品の製造・物品の販売・役務の提供等・物品の買受けの付与数値

（１）年間平均生産（販売）額

年間生産（販売）額		物品の製造	その他
２００億円以上		６０	６５
１００億円以上	２００億円未満	５５	６０
５０億円以上	１００億円未満	５０	５５
２５億円以上	５０億円未満	４５	５０
１０億円以上	２５億円未満	４０	４５
５億円以上	１０億円未満	３５	４０
２．５億円以上	５億円未満	３０	３５
１億円以上	２．５億円未満	２５	３０
５，０００万円以上	１億円未満	２０	２５
２，５００万円以上	５，０００万円未満	１５	２０
	２，５００万円未満	１０	１５

（２）自己資本額

自己資本額		物品の製造	その他
１０億円以上		１０	１５
１億円以上	１０億円未満	8	１２
１，０００万円以上	１億円未満	6	9
１００万円以上	１，０００万円未満	4	6
	１００万円未満	2	3

（３）流動比率

流動比率		共通
１４０％以上		１０
１２０％以上	１４０％未満	8
１００％以上	１２０％未満	6
	１００％未満	4

（４）営業年数

営業年数		物品の製造	その他
２０年以上		5	１０
１０年以上	２０年未満	4	8
	１０年未満	3	6

（５）機械設備等の額

機械設備等の額		物品の製造のみ
１０億円以上		１５
１億円以上	１０億円未満	１２
５，０００万円以上	１億円未満	9
１，０００万円以上	５，０００万円未満	6
	１，０００万円未満	3

別表３　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

（１）物品の製造

付与数値	等級	予定価格の範囲
９０点以上	A	３，０００万円以上
８０点以上　　９０点未満	B	２，０００万円以上　　３，０００万円未満
５５点以上　　８０点未満	C	４００万円以上　　２，０００万円未満
５５点未満	D	４００万円未満

（２）物品の販売、役務の提供等

付与数値	等級	予定価格の範囲
９０点以上	A	３，０００万円以上
８０点以上　　９０点未満	B	１，５００万円以上　　３，０００万円未満
５５点以上　　８０点未満	C	３００万円以上　　１，５００万円未満
５５点未満	D	３００万円未満

（３）物品の買受け

付与数値	等級	予定価格の範囲
７０点以上	A	１，０００万円以上
５０点以上　　７０点未満	B	２００万円以上　　１，０００万円未満
５０点未満	C	２００万円未満

（４）建設工事（総合工事）

経営事項審査総合評定値	等級	予定価格の範囲
1,200 点以上	A	７億２，０００万円以上
1,000 点以上　1,200 点未満	B	３億円以上　　７億２，０００万円未満
800 点以上　1,000 点未満	C	６，０００万円以上　　３億円未満
800 点未満	D	６，０００万円未満